

# 令和7年度 銚子市一般廃棄物処理実施計画

## 第1編 総則

- 1 銚子市一般廃棄物処理実施計画（以下「計画」という。）の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。
- 2 計画の区域は、銚子市の区域全体とする。
- 3 この計画において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の例による。

## 第2編 一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

### 1 一般廃棄物の排出予定量

単位：t

種別		一般家庭	事業系	合計	
行政処理	普通ごみ	12,720	6,170	18,890	
	有害ごみ	40	-	40	
	粗大ごみ	900	440	1,340	
	資源ごみ	カン	140	-	140
		ビン	290	-	290
		ペットボトル	180	-	180
		金属類	120	-	120
		紙類	910	-	910
		衣類	100	-	100
		小型家電	60	-	60
	小計	15,460	6,610	22,070	
	し尿汚泥				550
	側溝汚泥				30
地域清掃ごみ				50	
合計				22,700	

2 飼養者不明の動物<sup>へいし</sup>斃死体の収集運搬処理予定数

予定数	約 700 体
-----	---------

3 東総地区クリーンセンター搬入量

東総地区クリーンセンター搬入量	22,410 t / 年
-----------------	--------------

4 ごみの排出抑制・再資源化計画

	方 法	内 容
排出抑制	一般家庭ごみの有料化	普通ごみ・資源ごみについて、指定ごみ袋に収集運搬等の経費の一部を付加し、排出抑制及び資源物の分別促進を図る。 それぞれ10枚につき ・指定ごみ袋（普通）45ℓ袋450円、20ℓ袋200円 ・指定ごみ袋（資源）40ℓ袋200円、20ℓ袋100円
再資源化	分別収集による資源化	カン、金属類、紙類及び衣類は、東総地区広域市町村圏事務組合へ引き渡し、当該組合から再資源化業者へ売却する。
		ピンは委託業者による中間処理後に売却する。
		ペットボトルは東総地区広域市町村圏事務組合へ引き渡し、当該組合が中間処理後に指定法人へ再商品化委託する。
	伐採木等の資源化	公有地で発生した伐採木等は、東総地区広域市町村圏事務組合又は民間施設（伐採木等の堆肥化及びオガ粉化の許可業者）に処理を委託する。
	使用済み小型家電の回収	小型家電に含まれる希少金属を有効に活用するため、市内7箇所に専用ボックスにより回収し、東総地区広域市町村圏事務組合へ引き渡しののち、当該組合から国認定の事業者へ引渡す。

5 収集・運搬に関する事項

(1) 基本事項

ア 市が収集する品目は、一般家庭から排出される一般廃棄物、資源物及び飼養者不明の動物の斃死体とする。

イ 事業活動に伴い排出されるごみは、自己処理が原則であるが、自己処理できない場合は、東総地区クリーンセンターに直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼して処理するよう指導する。

## (2) 収集運搬の実施主体、収集回数、収集方法

## ア 一般家庭ごみ

種別		実施主体	収集回数	収集方法
普通ごみ		市（委託）	週2回	ステーション収集 指定ごみ袋
有害ごみ		市（委託）	月1回	ステーション収集 透明・半透明の袋に入れる
粗大ごみ		排出者	随時	東総地区クリーンセンターに直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼して処理
資源ごみ	カン	市（委託）	月1～2回	ステーション収集 指定ごみ袋
	ビン	市（委託）	月1回	
	ペットボトル	市（委託）	月2回	
	金属類	市（委託）	月1回	
	紙類	市（委託）	月2回	ステーション収集 ひも等で十字に束ねる
	衣類	市（委託）	月1回	ステーション収集 透明・半透明の袋に入れる
	小型家電	市（直営）	随時	指定拠点回収場所
地域清掃ごみ		市（直営）	随時	
不法投棄ごみ		市（直営）	随時	

## イ 飼養者不明の動物斃死体

種別	実施主体	収集回数	収集方法
犬・ねこ等の動物斃死体	市（委託）	随時	電話による受付後、斃死場所から回収

## ウ 事業系一般廃棄物

種別	実施主体	収集回数	収集方法
普通ごみ	排出者・ 一般廃棄物収集運搬許可業者	各業者毎	自己運搬または一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼
粗大ごみ			

エ 市で処理しない廃棄物

種 別	品 目	処理方法	
家電四品目	ブラウン管テレビ 液晶・プラズマ薄型テレビ エアコン 冷蔵庫 冷凍庫 洗濯機 衣類乾燥機	「特定家庭用機器再商品化法」に基づき再資源化する。 ・排出者が購入した小売業者、若しくは買替の場合には新しい製品を購入する小売業者へ引取を依頼する。 ・自ら指定引取場所へ搬入するか、若しくは一般廃棄物収集運搬許可業者に指定引取場所への収集運搬を依頼する。	
パソコン	デスクトップパソコン本体 ノートパソコン 液晶ディスプレイ 液晶ディスプレイ一体型パソコン CRTディスプレイ CRTディスプレイ一体型パソコン	「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき再資源化する。 パソコンの処理方法は次のとおりとする。 ・製造メーカーに回収を申し込む。 ・本市が協定を締結した認定業者による宅配便回収を申し込む。 ・「(一般)パソコン3R推進協会」に回収を申し込む。 ノートパソコンについては、小型家電回収ボックスへの投入も可能。	
リサイクル・処理体制が整備、構築されているもの	自動車・自動車部品 自動二輪車・原動機付自転車 消火器、バッテリー、タイヤ	・購入店や取扱店、専門業者に引取を依頼する。	
適正処理困難物	液体状のもの	灯油、ガソリン、オイル、ペンキ等の塗料 薬剤・化学薬品、廃油	・購入店や取扱店、専門業者に引取を依頼する。 ・オイル、廃油は少量をオイルパック等に浸み込ませて出せば処理可能 ・ペンキ等の塗料は固化したものは処理可能。
	収集運搬、焼却処理に障害があるもの	金庫（耐火金庫）、ドラム缶、パレット（プラスチック製）、ピアノ、オルガン、エレクトーン（大型）、電動車いす・電動カート、石臼、石、土砂、石膏、セメント、コンクリートブロック、樹木・木材（長さ2m超・太さ15cm超）、農業用ビニール、農業用肥料袋、農機具、建築・建設廃材、レンガ、瓦、浴槽、便器	・購入店や取扱店、専門業者に引取を依頼する。 ・ドラム缶は8分割程度に細かくしたものは処理可能 ・樹木、木材は、長さ2m以内、太さ15cm以内に裁断すれば東総地区クリーンセンターで処理可能。
	爆発物・危険物	ガスボンベ、在宅医療用の注射針	・購入店や取扱店、専門業者に引取を依頼する。 ・在宅医療用の注射針は、処方された医療機関等へ相談する。
産業廃棄物 特別管理一般廃棄物			

6 一般廃棄物の処理施設に関する事項

ア 焼却施設

設置主体	東総地区広域市町村圏事務組合
名 称	東総地区クリーンセンター（高効率ごみ発電施設）
所 在 地	銚子市野尻町1678番地の1
処理能力	198 t/日（99 t/日×2基）
形 式	シャフト炉式ガス化溶融炉

イ 資源ごみ処理施設

設置主体	東総地区広域市町村圏事務組合
名 称	東総地区クリーンセンター（マテリアルリサイクル推進施設）
所 在 地	銚子市野尻町1678番地の1
処理能力	6.2 t/日（カン、ペットボトル）
形 式	保管・選別・圧縮

ウ 動物死体焼却場（汚物炉による大型動物の死体の焼却）

設置主体	銚子市
名 称	銚子市斎場
所 在 地	銚子市西小川町4732番地

エ 一般廃棄物処分業者の処理施設

業者名	千葉産業クリーン(株)	ガラスリソーシング(株)
所 在 地	銚子市小浜町2950番地	銚子市春日町740番地の1
処理廃棄物	ごみ、焼却残渣、し尿処理汚泥	ごみ、ガラス、陶磁器、
処理方法	焼却・最終処分	分別、破碎

業者名	(株)フジグリーンセンター	株式会社農
所 在 地	銚子市森戸町1771番地	銚子市松岸町3丁目367番地
処理廃棄物	伐採材、伐根材、 草・花、野菜・果物	食品残渣、草・木、動物の糞尿、寝藁
処理方法	堆肥化	堆肥化

## オ 最終処分施設

設置主体	東総地区広域市町村圏事務組合
名称	東総地区最終処分場
所在地	銚子市森戸町953番地
施設構造	クローズド型
埋立地面積	3,500m <sup>2</sup>
埋立容量	37,000m <sup>3</sup>

## 7 一般廃棄物の処理区域移動

### (1) 処理区域外からの搬入

処理区域外から搬入される一般廃棄物は、市内の民間施設へ搬入し処理する。

搬出市町村又は一部事務組合との事前協議を行い、本計画との調和が確保された場合に限り搬入させる。

なお、旭市及び匝瑳市の区域から搬入される一般廃棄物は、東総地区広域市町村圏事務組合の東総地区クリーンセンターへ搬入し処理することとなる。

### (2) 処理区域外への搬出

市内で処理することができない一般廃棄物に限り、処理区域外へ搬出する。

受入先の処理区域を管轄する市町村又は一部事務組合と事前協議を行い、本計画及び受入先の市町村又は一部事務組合の計画と調和が確保された場合に限り搬出する。

## 8 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

### (1) 市民等に対する広報・啓発活動

#### ア 適正排出の周知

「広報ちょうし」への記事掲載や市ホームページ及び公式ラインへの掲載、「家庭ごみ品目別一覧表」「ごみの出し方・分け方」などのパンフレット等により、適正なごみの出し方の周知を図る。また「家庭ごみ・資源収集カレンダー」にごみの出し方の注意事項を掲載する。

#### イ 講師派遣

市民ふれあい講座や水産加工外国人実習生日常生活研修に講師として職員を派遣し、ごみの分別方法、出し方等について説明する。

#### ウ 家庭系ごみの減量

「広報ちょうし」への記事掲載や市ホームページへの掲載等により、家庭でできるごみ減量の取組等を紹介する。

#### エ 事業系ごみの減量

事業者向けの「事業ごみ処理ガイド」を一般廃棄物収集運搬許可業者や搬入業者に配布し、事業系ごみの分別・減量の周知を図る。

#### オ 不法投棄防止プレートの配布

市民の要望等により不法投棄防止プレートを無償配布する。

### (2) 銚子市環境審議会

市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量等廃棄物の処理に関する事項等の調査及び審議をするため、審議会を置く。

### (3) 地域清掃・ボランティア清掃

町内会等による地域清掃やボランティア清掃で集積したごみは、連絡により市が収集運

搬し、東総地区クリーンセンターへの搬入などにより処理する。

(4) 災害廃棄物の処理

災害により発生する廃棄物は、被災状況に応じ、臨時収集の実施や東総地区クリーンセンター搬入時の手数料の減免手続きの支援等、災害廃棄物処理業務を適切に実施する。

(5) 火災廃棄物の処理

罹災者の経済的負担の軽減を図るため、焼け残った家財道具等火災廃棄物の処理にあたり、東総地区クリーンセンター搬入時の減免手続きの支援を行う。

(6) 海岸漂着物等の処理

海岸漂着物等は、海岸管理者（千葉県）が適正処理のための必要な措置を講じなければならないとされているが、市として、必要に応じ協力する。特に、銚子漁港・君ヶ浜海岸・酉明浦海岸については、千葉県海岸漂着物対象地域計画の重点地区となっていることから、台風や大雨などで大量の漂着物があった場合は、県に必要な情報を伝達し、迅速な処理を要請する。

### 第3編 一般廃棄物（し尿等）処理実施計画

1 生活排水処理形態別推計人口 単位：人（各年度4月1日現在）

項目	令和6年度	令和7年度の予測値
行政区域内人口	54,646	53,635
下水道人口	21,694	21,291
コミュニティプラント人口	2,183	2,143
農業集落排水人口	0	0
合併処理浄化槽人口	4,882	7,106
単独処理浄化槽人口	22,059	18,931
汲取し尿人口	3,828	4,164
自家処理人口	0	0

2 一般廃棄物（し尿等）の排出予定量 単位：kℓ

種別	排出量
し尿	2,650
浄化槽汚泥	11,350
合計	14,000

3 一般廃棄物（し尿等）の収集体制

種別	実施主体	収集方法
し尿	一般廃棄物（し尿）収集運搬許可業者	戸別収集
浄化槽汚泥	一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬許可業者	戸別収集

#### 4 し尿処理施設の概要

設置主体	銚子市
名称	銚子市衛生センター
所在地	銚子市三崎町3丁目76番地
処理能力	49kl/日（し尿：13kl/日、浄化槽汚泥36kl/日）
処理方式	標準脱窒素処理＋高度処理方式
残渣処分	助燃剤として資源化した脱水汚泥を、し渣等とともに場外搬出して東総地区クリーンセンターで焼却処理し、焼却により発生した飛灰等の残渣は東総地区最終処分場で埋立処分される。
竣工年度	平成3年度（建設工事） 令和2年度（基幹的設備改良工事）

#### 5 普及啓発等

##### (1) 広報啓発

市民への広報・啓発活動により、生活排水対策の必要性、重要性について周知を図るとともに、浄化槽の定期的な保守点検、清掃及び法定検査について、その周知徹底に努める。

##### (2) 合併処理浄化槽への転換促進

補助対象区域内において、居住用住宅の単独処理浄化槽またはくみ取り便所から合併処理浄化槽へ転換する場合に、補助金を交付する。

#### 6 一般廃棄物収集運搬許可業者

##### (1) 一般廃棄物（ごみ）

別表1に掲げる業者とする。

##### (2) 一般廃棄物（浄化槽汚泥）

別表2に掲げる業者とする。

##### (3) 一般廃棄物（し尿）

別表3に掲げる業者とする。

#### 7 一般廃棄物収集運搬業の許可方針

一般廃棄物（ごみ・浄化槽汚泥・し尿）収集運搬業は、現行の処理体制において処理計画の円滑かつ的確な遂行が確保されていることから、既存許可業者に収集運搬させることとし、新規の者については許可しない方針とする。

但し、既存の収集運搬体制に影響を及ぼさず、銚子市が必要と認める次の場合に限り、許可申請を受け付けるものとする。

##### (1) 法令等の整備、改正による場合。

(2) 既存の許可業者が、事業再編等（法人合併、分割、事業譲渡等）の理由により、一般廃棄物収集運搬業を行う者を変更（新法人へ移行、事業継承等）したとき。

(3) 循環型社会の形成に向けた一般廃棄物処理の取り組みであり、適正に処理できると銚子市が認め、収集運搬の範囲が一部に限定される場合。

(4) その他、市長が必要と認める場合

別表1 一般廃棄物（ごみ）収集運搬許可業者

業者名	事業所所在地	業の区分	取扱廃棄物
銚子衛生事業(株)	銚子市大橋町 7-4	収集・運搬	ごみ・粗大ごみ
(有)千葉商店	銚子市長塚町 6-4513-1	収集・運搬	普通ごみ
千葉産業クリーン(株)	銚子市小浜町 2950	収集・運搬	ごみ・粗大ごみ・焼却残渣
(株)飯田運送	銚子市長塚町 4-1004	収集・運搬	ごみ・粗大ごみ
(株)タテノ総業	銚子市桜井町 62-1	収集・運搬	普通ごみ
ビジネス環境整備(株)	銚子市小浜町 2559-23	収集・運搬	ごみ・粗大ごみ
東洋プラントサービス(株)	銚子市松本町 2-804	収集・運搬	ごみ・粗大ごみ
平沼商事合名会社	銚子市塚本町 77	収集・運搬	ごみ・粗大ごみ（事業系）
(有)ラクーンサービス	銚子市長塚町 6-4467-2	収集・運搬	ごみ・粗大ごみ
GR物流(株)	銚子市長山町 1839-7	収集・運搬	ごみ・粗大ごみ・ガラスびん
光陽物流(株)	銚子市春日町 741-1	収集・運搬	ごみ・粗大ごみ
(有)榊原商店	銚子市新生町 1-40	収集・運搬	普通ごみ
(有)星山リサイクル	銚子市北小川町 2432-1	収集・運搬	建物解体に伴う一般廃棄物及び家庭の粗大ごみ
(株)佐田リサイクル	銚子市小長町 3298-3	収集・運搬	普通ごみ・粗大ごみ・資源ごみ
飯田物流(株)	銚子市新町 456-1	収集・運搬	ガラスビン・ペットボトル
(株)農活	銚子市野尻町 1363-2	収集・運搬	食品残渣・草・木
(公社)銚子市シルバー人材センター	銚子市海鹿島町 5235-46	収集・運搬	ごみ・粗大ごみ（家庭系）
ガラスリソーシング(株)	銚子市春日町 740-1	収集・運搬	ごみ(自社中間処理施設で扱う廃棄物のみ)
アカネ興業（多田進哉）	銚子市前宿町 786-1	収集・運搬	建物解体に伴う一般廃棄物及び家庭の粗大ごみ
なんでも屋ひま人(石毛葵)	銚子市小畑新町 7514	収集・運搬	家庭ごみ（主に粗大ごみ）に限る
(株)丸三興業	東京都足立区中央本町 2-9-8	運搬のみ	糞尿・寝藁・生ごみ

トソーメンテナンス(有)	旭市江ヶ崎 1493-12	運搬のみ	一般廃棄物 (旭市・匝瑳市区域内)
(有)アサヒリサイクル	旭市江ヶ崎 1579	運搬のみ	一般廃棄物 (旭市区域内)
(有)エーエムティー	匝瑳市椿 2211-1	運搬のみ	一般廃棄物 (旭市・匝瑳市区域内)
(有)カナヤマ	旭市飯岡 2115-3	運搬のみ	一般廃棄物 (旭市区域内)
(有)アースクリーンサービス	旭市鎌数 9894-19	運搬のみ	一般廃棄物 (旭市・匝瑳市区域内)
(株)現代興業	匝瑳市栢田 8547-2	運搬のみ	一般廃棄物 (旭市・匝瑳市区域内)
共同リサイクル(株)	成田市三里塚光ヶ丘 1-862	運搬のみ	一般廃棄物 (旭市・匝瑳市区域内)
(株)環境美装	富里市七栄 533-78	運搬のみ	一般廃棄物 (旭市区域内)
(有)山口商店	香取市新里 1102	運搬のみ	一般廃棄物 (旭市区域内)
(株)トソーエンバイテック	匝瑳市吉崎 584	運搬のみ	一般廃棄物 (匝瑳市区域内)
東起クリーンサービス(有)	匝瑳市金原 362	運搬のみ	一般廃棄物 (匝瑳市区域内)
ときわ陸送(有)	多古町南玉造 3819-2	運搬のみ	一般廃棄物 (匝瑳市区域内)
(株)五十嵐商会	東京都練馬区三原台 2-1-27	運搬のみ	一般廃棄物 (匝瑳市区域内)

別表2 一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬許可業者

業者名	事業所所在地
銚子衛生事業(株)	銚子市大橋町 7-4
(有)銚子浄化槽管理センター	銚子市台町 1891
ミヤカワスウジー(有)	銚子市小畑町 7182
ビジネス環境整備(株)	銚子市小浜町 2559-23
(株)旭住宅	銚子市川口町 2-6385-212
(有)ラクーンサービス	銚子市長塚町 6-4467-2

別表3 一般廃棄物（し尿）収集運搬許可業者

業者名	事業所所在地
銚子衛生事業(株)	銚子市大橋町 7-4
(有)銚子浄化槽管理センター	銚子市台町 1891